

**国税庁ホームページで
申告書が作成できます！**

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、24時間いつでも申告書を作成できます。作成終了後、e-Tax(国税庁電子申告・納税システム)によりインターネット送信するか、印刷して書面提出(郵送可)することができます。

○国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

○e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク

☎0570・01・5901

▼e-Taxの利用前の準備

①市役所総合窓口課で住民基本台帳カードを取得し、電子証明書の発行を受ける。

②ICカードリーダーライタを購入する。

③国税庁ホームページから開始利用の登録をする。

▼e-Taxのメリット

- ・3000円の税額控除が受けられます。
- ・添付書類の提出が省略できます。
- ・還付金が書面申告より早く受け取れます。

▼郵送・問合先

〒300-8601 龍ヶ崎
市川原代町1182-5
竜ヶ崎税務署 ☎029
7・66・1303 (代表)

**市役所での確定申告書
配布は1月15日(火)から**

▼配布場所

- ・市役所税務課
- ・公民館(中央・郷州・高野・北守谷)
- ・文化会館
- ・保健センター
- 在庫が無くなり次第、配布を終了します。
- 1月15日(火)より前に入手したい方や在庫のない申告書が必要な場合は、税務署へお問い合わせください。

○国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)から申告書や各添付書類の様式がダウンロードできます。

○パソコン操作に慣れていない方は、ぜひご自身で作成してください。パソコン上で作成し、印刷した申告書一式を税務署に郵送で提出することができます。待ち時間がなく、とても便利です！

**確定申告書作成の注意
点(生命保険料控除)**

確定申告書の第二表にある下記の欄は、必ず記入してください。記入がない場合、市・県民税の正しい計算ができません。

生命保険料控除	新 生 命 保 険 料 の 計 算	円	旧 生 命 保 険 料 の 計 算
	新 個 人 年 金 保 険 料 の 計 算		旧 個 人 年 金 保 険 料 の 計 算
	介 護 医 療 保 険 料 の 計 算		

**よくある質問に
お答えします**

Q1 収入は年金のみで400万円以下です。申告する必要がありますか。

A1 平成23年分の確定申告から、「公的年金の収入が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下の場合には確定申告が不要」になりました。

ただし、この場合であっても、所得税が源泉徴収されているれば、医療費控除や生命保険料控除等を申告す

ることによって還付が受けられる場合があります。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では所得税の確定申告が不要であるかの自動判定を行うことができます。

確定申告をしない場合、市・県民税については年金の支払機関から市へ提出された年金支払報告書の内容で課税します。

Q2 そのため、年金から天引きされている社会保険料や扶養親族等申告書で申告した扶養親族以外の控除を追加する方は、市・県民税申告が必要ですか。

A2 源泉徴収票の再発行を受けたのですが。

Q3 勤務先または年金の支給先に直接お問い合わせください。

A3 妻はパートに出ています。年間収入がいくらになりますか。市・県民税がかかりますか。また、妻の年間収入がいくらまでなら、私の配偶者控除の対象になるのでしょうか。

A3 次の表のとおりです。

パート収入	所得税	市・県民税	夫の配偶者控除	配偶者特別控除
93万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
93万円を超え 103万円未満	かからない	かかる	受けられる	受けられない
103万円	かからない	かかる	受けられる	受けられない
103万円を超え 141万円未満	かかる	かかる	受けられない	受けられる
141万円以上	かかる	かかる	受けられない	受けられない